

北尾自治会規約

前文

北尾自治会は北尾地域を代表する住民自治組織である。生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことによるのみ私たちは地域の主人公となりうる。地域社会の中で自分達の生活をよりよくしていこうとする全ての住民がともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、北尾自治会（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互及び諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し地域生活環境の整備や防災に努め、行政との協議・協力を進めつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第3条 会の区域は、大府市北崎町内田面、北屋敷、小山、城畑、西四十八、西山畑、東四十八、南蒲野、南屋敷、峯下、名所ヶ峯、神田のうち市道6089号線の南の区域、北崎町三丁目のうち高根川の南の区域、神田町一丁目のうち市道6017号線の東の区域、神田町二丁目及び神田町三丁目、七丁目のうち市道6048号線の南の区域とする。

(事務所)

第4条 会の事務所は、大府市北崎町内田面30番地の北尾公会堂に置く。

(事業)

第5条 会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 防災防犯に関する事。
- (3) 環境衛生に関する事。
- (4) 交通安全に関する事。
- (5) 福祉に関する事。
- (6) 文化活動の推進に関する事。
- (7) 体育活動の推進に関する事。
- (8) コミュニティ組織等各種団体との連絡調整に関する事。
- (9) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関する事。
- (10) 資産・施設の維持管理及び運営に関する事。
- (11) 地域の将来計画に関する事。
- (12) その他会の目的達成に必要な事。

第2章 会員

(会員)

第6条 会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 会の活動を賛助する法人、事業所及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(加入)

第8条 会の区域内に住所を有する個人が、会に加入しようとするときは加入申込書を班長、組長又は会長に提出しなければならない。会の区域に入居した者又は開業した事業所等があったときは、会はその世帯又は事業所にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

2 会は前項の加入申込みがあったときには、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱退等)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときには脱退したものとする。

(1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人より脱退届が班長、組長又は会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員等の種類)

第10条 会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 書 記 2名

(4) 会 計 2名

(5) 監 事 2名

(6) 専 門 部 長 6名

(7) 北崎区北尾代表 1名

(8) 組 長 6名

2 会に参与を置くことができる。

(選出方法)

第11条 会長、副会長、書記、会計、監事、専門部長、北崎区北尾代表は総会において、会員の中から選出する。選出の方法は別に定める。組長は各単位会員の中から選出する。

2 監事は他の役員と兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第12条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

7 北崎区北尾代表は、北崎自治区の業務に従事するとともに組長を統括する。

8 組長は、北崎自治区の区議員に就任するとともに組をまとめ代表して会務に協力する。

(任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き同一の職において 4 年を越えることはできない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 14 条 会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、満 20 歳以上の会員（第 6 条第 2 項の賛助会員は除く。）をもって構成する。

(総会の議決事項)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 事業計画の承認
- (5) 会費改定の承認
- (6) 予算の承認
- (7) 規約の改正
- (8) 役員を選出
- (9) その他会の重要事項に関すること。

(総会の開催)

第 17 条 通常総会は、毎年度 5 月 31 日までに開催する。

臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったとき。
- (3) 監事から第 12 条第 5 項第 4 号の規定による開催請求があったとき。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項 2 号及び 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 1 カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 15 日前までに文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、満 20 歳以上の会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただしやむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、現に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 23 条 役員会は監事を除く第 10 条の役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときには他の会員に出席を求めることができる。

(役員会の議決事項)

第 24 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべきこと
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 臨時の専門部の設置に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(役員会の招集)

第 25 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第 26 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第 27 条 役員会には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 専門部会

(専門部会の構成)

第 28 条 専門部会は、各専門部委員をもって構成する。専門部長が必要と認めるときには他の会員に出席を求めることができる。

(専門部会の招集)

第 29 条 専門部会は、専門部長が必要と認めるとき招集する。

(専門部会の議長)

第 30 条 専門部会の議長は、専門部長がこれにあたる。

(専門部会の定足数等)

第 31 条 専門部会には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「専門部会」と、「会員」とあるのは「部委員」と読み替えるものとする。

第 7 章 組織

(専門部)

第 32 条 会に、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 管財部
- (3) 文化部
- (4) 環境部
- (5) 福祉部
- (6) 防災部

(実行委員会)

第 33 条 専門部の具体的活動のため、必要により委員会等を組織し運営する。

(協力組織及び委員)

第 34 条 会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、会の目的の実現に努める。

(組および班)

第 35 条 会の運営を円滑に行うために、組及び班を置く。

- 2 組及び班の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受けるものとする。
- 3 組及び班は、会員の中から組長及び班長を選出する。班長は原則として輪番制をとる。ただし、高齢者及び心身障害者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合組織)

第 36 条 会は、広域的問題に対処するため、コミュニティ組織に参加し連絡調整を行うものとする。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。ただし、別に定める資産は管財部が管理する。

(資産の処分)

第 39 条 会の資産で第 37 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において現に出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 40 条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 41 条 会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 2 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 43 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 44 条 この規約は、総会において現に出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ大府市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 45 条 会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、満 20 歳以上の会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 46 条 会の解散のときに有する残余財産は、総会において現に出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 10 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 47 条 会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 48 条 この規約の実施に当たり必要がある場合には、役員会は細則を定めることができる。役員会は細則を制定したとき次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成 4 年 5 月 2 4 日から施行する。

2 会の設立初年度の事業計画および予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 会の設立初年度の会計年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規約は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 3 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 4 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月14日から施行する。